

神奈川県児童福祉審議会規則の改正及び保育部会に係る臨時委員の任命について

1 神奈川県児童福祉審議会規則の一部改正について

(1) 改正理由

- 令和7年児童福祉法の改正により、「被措置児童等虐待」に保育所等の職員等が行った児童への虐待についても通報対象に追加され、児童福祉審議会への報告が義務付けられた。
 - 令和4年児童福祉法の改正により、児童生徒性暴力等により資格取り消しとなった保育士について、再登録の申請があった場合は、予め児童福祉審議会の意見を聴取することとされた。（令和5年4月1日施行）
 - ※ 保育士登録を取り消された日から起算して3年を経過しなければ再登録申請ができないことから、令和8年4月から児童福祉審議会において対応を開始する。
- ⇒ 上記法改正を踏まえ、児童福祉審議会規則を改正

(令和8年3月17日公布、同年4月1日施行)

(2) 改正概要

ア 部会の分掌見直し

「被措置児童等虐待」

に保育所等の職員等が行った児童への虐待についての報告及び保育士資格の再登録申請があった場合の意見聴取について、保育部会にて分掌する改正を行う。

<被措置児童等虐待の報告先>

- 一時預かり事業、病児保育事業、保育所、児童館、認可外保育施設、私立幼稚園及び認定こども園 ⇒ 保育部会（今回改正）
- 児童養護施設等 ⇒ 権利擁護部会（従来どおり）

イ 臨時委員の議決権について

保育士資格の再登録申請があった場合の意見聴取については、案件発生の都度、保育部会で臨時委員にも参加してもらうこととするが、現状、臨時委員には議決権がないことから、議決権を付与する改正を行う。

2 保育部会に係る臨時委員の任命について（案）

「被措置児童等虐待」に保育所等の職員等が行った児童への虐待についての報告及び保育士資格の再登録申請があった場合の意見聴取に係る審議に加わっていただくため、臨時委員候補者を臨時委員へ任命することについて、別紙回答様式により承認の可否を御記入ください。

臨時委員候補者	職 名	所属部会
関守 麻紀子	神奈川県弁護士会弁護士	保育部会
星野 陸夫	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立こども医療センター地域連携家族支援局長	保育部会
木元 茂	公益社団法人神奈川県私立幼稚園連合会会長	保育部会

※ 案件発生の都度、臨時委員として保育部会に参加

※ 関守委員と星野委員は、現在参加いただいている部会に加え、臨時委員として保育部会に参加